

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	豊肥本線熊本・平成間十禅寺跨線橋外14橋の橋梁点検
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所長 三保木 悦幸 熊本県熊本市東区西原1丁目12番1号
契約締結日	令和 3年 6月16日
契約の相手方の氏名及び住所	九州旅客鉄道(株)熊本支社 熊本県熊本市西区春日3丁目15番43号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥18,516,000-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥18,516,000-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 件 名 豊肥本線熊本・平成間十禅寺跨線橋外14橋の橋梁点検
2. 履行場所 国道3号 十禅寺跨線橋外14橋
3. 随意契約の相手方：名称 九州旅客鉄道株式会社 熊本支社
住所 熊本市西区春日3丁目15番43号
4. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由
 - 1) 当該工事の目的
本工事は熊本河川国道事務所管内の橋梁及び跨線橋の損傷及び変状を早期に発見し、鉄道及び道路交通の安全を確保するとともに、維持管理に必要な基礎資料を得るために点検を行うものである。
 - 2) 当該工事の内容
本工事は、九州旅客鉄道線路を跨ぐ十禅寺跨線橋外14橋の点検のうち、線路閉鎖工事監督等について九州旅客鉄道株式会社に委託して点検するものである。
 - 3) 随意契約に付する理由
本工事の施工にあたっては、九州旅客鉄道管理区域内において点検作業が必要となるため、点検中は常に鉄道運行に際し、支障がない様、安全かつ正確な点検が求められる。しかし、万が一軌道に対し、何らかの変状等をきたした場合、若しくは事故等が発生した場合に、点検業者において対応することが非常に困難である。これら安全保安上の対策等を十分に講ずる必要がある。
以上のことから、本工事の履行にあたって必要な知識・経験・技術力を十分に有しており、的確で円滑に点検を遂行するためには、当該鉄道管理者である九州旅客鉄道株式会社が唯一の契約相手と判断するものである。
このため、本工事は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、九州旅客鉄道株式会社 熊本支社と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

道路管理第二課長